(旧)測定結果数値についてのご説明 【平成23年10月21日以降、平成23年11月14日まで】

平成23年10月21日以降、基準は国で定める1時間当たり(毎時)0. 23 μ Sv を用います。 この基準は、事故に伴う追加被ばく量限度、毎時0. 19 μ Sv(=年間1mSv)に大地からの自然放 射線量、毎時0. 04 μ Sv(=年間0. 38mSv)を加算したものです。

本市が測定に用いる簡易測定器「ミリオンテクノロジーズ社RDS-30」については、専門機関が用いている機器「日立アロカメディカル社製TCS-171」と同時・同箇所で測定を行い精度の比較・確認を行ったところ、最大で0.14、平均で0.05マイクロシーベルト高く計測されました。このことは、ミリオンテクノロジーズ社の仕様書でも、測定結果が10%の誤差が生じると公表されています。

したがって、測定数値については簡易測定器の誤差を含んだ数値としてご覧ください。

なお、数値が指針による基準値である毎時0.23マイクロシーベルト以上の場合は、誤差を含む としても、念のため指針に沿った屋外活動の時間制限を行い、保護者のみなさんにもご連絡する とともに、継続して測定を行って参ります。